

サーベイランス・モニタリング中期計画（案）

1. 基本的な考え方

食品安全行政にリスク分析が導入され、科学に基づいた行政の推進が課題となっており、科学的原則に基づいたリスク管理と消費者の視点に立った施策を実施する上で必要となるサーベイランス・モニタリングの実施が一層重要となっている。

このため、5年間（平成 18 ～ 22 年度）における、サーベイランス・モニタリング計画を以下のとおり定める。

2. 優先度分類の考え方

（1）サーベイランス・モニタリングの調査対象の検討に当たっては、その時点における科学的知見に基づいて、①食品の安全性を確保する観点（リスクベース）を主に、②関係者の関心、③国際的動向 を考慮して、別添の「優先度検討の基準」に則り、優先度を決定する。

（2）優先度は、以下の区分に分類する。

A：期間内に実施、B：期間内に可能な範囲で実施、C：期間内に実施する必要がない

（3）リスク管理検討会の場で、技術的な知見を含めて意見を求め、必要に応じてサーベイランス・モニタリング計画に反映させる。

3. 調査対象

＜検討中＞

（記載内容：優先度、対象物質、対象農林水産物／食品群、調査目的）

4. 留意事項

（1）計画期間中に食品安全に関するリスクが顕在化した場合、当該食品中のハザードの含有量などについて、計画に含まれているかを問わず、緊急に調査を実施する。

（2）汚染される可能性がある農産物／食品の範囲がわからない場合や十分なデータが存在せず、統計量が不明な場合は、予備調査を実施する。

（3）サーベイランス・モニタリングを実施する際は、農林水産省が定めた「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」に基づいて分析を実施する。

（4）サーベイランス・モニタリングの実施に当たって、分析機関に分析を委託する場合には、精度管理を行うこと及び妥当性確認された分析法を用いること等を条件とする。

優先度検討の基準

(1) 食品の安全性を確保する観点(リスクベース)

以下の項目について、H：5、M：3、L：1として合計で優先度を判断する。

① ハザードの毒性

H：耐容摂取量(TDI等)が小さく、不可逆的な影響がある。

M：耐容摂取量は小さいが、影響は可逆的である。

耐容摂取量は大きい、不可逆的な影響がある。

現時点で、十分な情報がない場合。

L：耐容摂取量が大きく、可逆的な影響がある。

② 汚染実態(分析対象食品)

H：農林水産物／食品中の汚染濃度が高い。

M：農林水産物／食品中の汚染濃度が中程度。

現時点で、十分な情報がない場合。

L：農林水産物／食品中の汚染濃度が低い。

③ 暴露(ハザードの摂取量)の推定

H：経口摂取量が多い(摂取量が特に多い農林水産物／食品を汚染している場合など)

M：経口摂取量が中程度(汚染している農林水産物／食品の種類は少ないが、摂取量が多い場合や、汚染している農林水産物／食品の種類は多いが、摂取量の合計は少ない場合など)

現時点で、十分な情報がない場合。

L：経口摂取量が少ない(例えば、耐容摂取量の100分の1以下)

(2) 関係者の関心度

○ 食品の基準値の遵守状況に関する国民の関心が高い。

○ リスクコミュニケーション等を通じて要請がある。

H：非常に関心がある

M：関心がある

L：あまり関心がない

(3) 国際的動向

○ コーデックス食品添加物汚染物質部会(CCFAC)における行動規範や基準値作成の検討

○ FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)におけるリスク評価の検討

○ 海外におけるサーベイランスやリスク管理の取組状況

H：国際機関での取組がある(過去を含む)

M：一部の国・地域でのみ取組がある(過去を含む)

L：国際的な取組がない